

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により、令和 3 年度定期監査を実施しましたので、その結果を同条第 9 項の規定により報告します。

御所市監査委員 和田 正吾
御所市監査委員 池田 靖幸

令和 3 年度 定期監査結果報告書（第 1 次）

1. 監査の対象課、執行年月日

監査の対象課等	予備監査実施期間	定期監査及び講評日
水道局 業務課	令和3年6月21日～6月25日	令和3年7月5日
水道局 施設課	令和3年6月21日～6月25日	令和3年7月5日

2. 監査の対象事項

令和 2 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3. 監査の方法

監査は、御所市監査基準に基づき、監査計画に定める定期監査の重点項目及び着眼点に照らして実施した。

地方自治法第 199 条第 8 項の規定により、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、事務局による予備監査を実施し、その結果を踏まえて、監査委員による定期監査及び講評を実施した。

また、監査時において、関係する書類・資料を試査照合、及び関係職員からの事情聴取等による方法で実施した。

4. 監査を行った監査委員

和田 正吾 池田 靖幸

5. 監査の結果

今回監査を実施したところ、監査の対象となった事務は概ね法令に適合し、正確に行われていると認められたが、一部に単純な誤謬に起因する等の軽易な誤り、不当とするには具体性に乏しいが注意する必要があるもの、早期に是正改善することが必要であるものが見受けられた。

そのため、監査当日に指摘を行ったものの内、意見・要望としたもの、公表は行わないが注意事項として改善を書類で求めたものを除く別添については、公表する指摘事項として改善等を書類で求めることとした。

定期監査 是正改善事項

【業務課】

予算の執行について、収入関係書類は良好に事務処理されており、支出負担行為関係書類については一部を除き概ね良好に事務処理されていた。

(1) 支出負担行為について

- ① 令和2年度に契約する支出負担行為決議書の決裁日付が令和2年3月27日になっている事例が見受けられた。
 - ・水道料金用システムの保守契約について

(2) 委託及び契約事務について

- ① 契約期間について、次の事例が見受けられた。
 - A 令和2年4月1日～令和3年3月31日を期間とする委託契約において、実績となる期間、金額が2年度にまたがり誤っている事例が見受けられた。
 - ・水道料金徴収委託契約について
 - B 保険契約において、例年8月から1年間契約されている事例が見受けられた。予算単年度主義の観点から年度単位の契約になるよう変更されたい。
 - ・請負工事賠償責任保険

(4) 決裁について

- ① 起債に関する起案文書の決裁区分が局長になっている事例が見受けられた。御所市水道事業事務決裁規程第4条第2項第15号「起債に関すること。」は管理者の決裁事項になっている。
 - ・令和2年度起債協議について（令和2年7月14日起票） 他1件
- ② 専決について、次の事例が見受けられた。
 - A 決裁区分が市長となっている支出負担行為決議書兼契約締結伺が、局長決裁で専決となっている事例が見受けられた。
 - ・御所市東松本地内配水管移設工事（下水） 他1件

【施設課】

予算の執行について、収入関係書類は良好に事務処理されており、支出負担行為関係書類については一部を除き概ね良好に事務処理されていた。

(1) 決裁について

- ① 100万円以上の工事に関する決議書兼契約締結伺の決裁区分が局長になっており、局長が専決している事例が見受けられた。御所市水道事業事務決裁規程第4条第2項第14号で管理者の専決事項となっている。
 - ・小型無停電電源装置更新工事の実施について 1,177,000円